

談合疑義事実処理要領

平成17年 8月 5日
事務局 長 裁 定

第1 一般原則

1 情報の確認及び通報

職員が談合があると疑うに足りる事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合には、直ちに財務課へ通報すること。

2 報告

財務課は1により談合疑義事実に係る通報を受けた場合には、談合疑義事実の内容を報告書（別紙様式1）にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により財務課からの報告を受けた場合、当該談合疑義事実の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした談合疑義事実については、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。なお、追加談合情報又は談合疑義事実があった場合には逐次公正取引委員会へ通報すること。

5 文部科学省への連絡

委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について、文部科学省大臣官房文教施設企画部契約情報室又は文部科学省大臣官房会計課政府調達室へ速やかに連絡すること。

6 入札監視委員会への報告

財務部施設課（以下「施設課」という。）担当案件に係る談合疑義事実とその対応については、文部科学省大臣官房文教施設企画部に設置されている入札監視委員会へ適宜報告すること。

第2 具体的な対応及び個別手続の手順等

談合疑義事実を得た場合には、原則として、「談合情報対応要領」第2 具体的な対応に準じて対応すること。

なお、詳細な手続等は、「談合情報対応要領」第3 個別手続の手順等に準じて行うこと。

別紙様式 1

談合疑義事実報告書

平成 年 月 日

事実を得た日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
入札件名	
入札(予定)日時	
談合があると疑うに 足りる事実を申し出 た職員	・部課名： ・役職等：
談合があると疑うに 足りる事実を得た根 拠	
当該案件の問合せ先	